

### ■労働関係指標

完全失業率	1月の完全失業率(季節調整値) <b>3.7%</b> (前月と同水準)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) <b>1.04倍</b> (前月差0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,319万人</b> (1年1ヶ月ぶりの減少(前月差30万人減))	定期給与	現金給与総額(原数値、速報値) <b>269,195円</b> (3ヶ月ぶりの減少(前年同月比0.2%減))

## Topics 1. 年度更新の季節がやってきました。

労働保険の年度更新の時期となりました。昨年同様、提出期間は6/1～7/10となります。今回は、今年度の法改正点についてご紹介したいと思います。

### 改正点1. 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率の改正

確定賃金総額を計算の基礎とし一般拠出金率をかけて徴収される一般拠出金ですが、料率が以下のとおり変更となります。

#### ◆一般拠出金率の改正

現行：0.05/1000 ⇒ 改正：0.02/1000

#### ◆一般拠出金率の変更時期

今回の年度更新で申請を行うH25年分の確定賃金総額にかかる一般拠出金率より変更となります。

#### 【注意点】

～平成25年度中に事業を廃止した場合～

申告事由が廃止である\*場合には、平成25年度の確定賃金総額に旧拠出金率(0.05/1000)を乗じた額で算定します。ご注意ください。

\*平成25年度中に事務組合委託(または委託解除)の手続きを行う場合も一旦廃止とする扱いとなりますので、一般拠出金率は0.05/1000となります。

### 改正点2. 特別加入者の給付基礎日額の拡大

給付基礎日額とは・・・

労働者の場合は、保険料の計算や事故発生時の保険給付を計算する際、「賃金」を基に金額を算出します。

特別加入者の場合は、保険料の計算や事故発生時の保険給付を計算する際、「賃金」ではなく加入者本人が選択した「給付基礎日額」を基に金額を算出します。

平成25年9月1日よりこの特別加入者の「給付基礎日額」の選択の幅が広がっています。

	給付基礎日額
従来	3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円
今回追加の額	22,000円、24,000円、25,000円

\*年度途中の変更はできませんので、年度更新のタイミングで変更いただく必要があります。ご注意ください。

### その他. 労働保険料率、雇用保険料率について

平成26年度の労働保険料率および雇用保険料率はいずれも平成25年度と同様の率に据え置かれることとなりました。

<平成26年度雇用保険料率>

区分	雇用保険率 (①+②)	①労働者負担 (失業等給付に係る率)	②事業主負担	失業給付に係る率	
				失業給付に係る率	二事業に係る率
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000

## Topics 2. 今年度の年金制度改正ポイント

平成 24 年に成立した年金機能強化法により、平成 26 年度 4 月から年金制度の一部が改正されました。ここでは、改正内容の一部をご紹介します。

### ① 遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大

遺族基礎年金の受給要件は、「夫が死亡した場合に残された遺族が 18 歳未満の子のある妻または 18 歳未満の子であって年収が 850 万円未満であること」と母子家庭を対象にしていたが、改正により「夫」と「妻」を「配偶者」に読み替えることで父子家庭も対象になりました。ちなみに遺族厚生年金は、夫が遺族厚生年金を受給するには妻の死亡時に 55 歳以上であることが要件になっており、遺族厚生年金には男女差が残ったままです。

### ② 70 歳以降に繰下げ申出をした場合の取扱いの見直し

70 歳を過ぎて老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求をした場合は、請求した翌月分以降の年金からでないとい受給できませんでしたが、改正により 70 歳を過ぎて請求した場合でも 70 歳時点で請求があったものとし、70 歳の翌月分からの年金が支給されます。但し、時効がありますのでさかのぼって年金が支給される期間は 5 年までです。

### ③ 障害年金の額改定請求の待機期間の緩和

障害年金受給者の障害の程度が重くなった場合の「額改定請求」は 1 年の待機期間が設けられていましたが、改正により障害の程度増進が明らかである場合は、1 年の待機期間を経ずに「額改定請求」ができるようになりました。

### ④ 産前産後期間中の保険料負担免除

育児休業期間中の保険料免除と同様に、産前産後休業期間中、厚生年金保険・健康保険の保険料が全額免除となりました。

### ⑤ 国民年金保険料の 2 年前納が可能に

国民年金保険料の前納は、「1ヶ月前納」「6ヶ月前納」「1 年前納」の 3 種類でしたが、改正により「2 年前納」（但し口座振替の場合のみ）が追加されました。尚、「2 年前納」の場合、毎月納付より約 1 万 5,000 円程度の割引となります。



## Topics 3. 何でも IT 化は良いことか？

IT 社会と言われる世の中となり、電子申告・電子申請が普及しつつあります。この点では、米国がやはり先進といえるでしょう。電子化の流れは、社会保険給付においても顕著であり、日本の現状とは、かなり異なります。本稿では、カリフォルニア州（CA 州）における失業保険給付の例をご紹介します。



連邦国家である米国では、何事も州の権限が大きく、連邦政府は最低限の大枠のみを定めることが多いです。失業保険制度についても、具体的な制度内容や運用は州に任されています。例えば、保険料の徴収についても、CA 州を含む多くの州では、雇用主のみに負担させていますが、ニュージャージーなど一部の州では、従業員にも負担させています。（なお、米国では、失業保険税（Unemployment Insurance Tax）という名称で、税の形で徴収されることが一般的です）その料率（税率）も、州によって異なります。

失業保険金の給付に関しても、州の自主性が尊重されます。支給金額の計算方法も、支給のための申請手続きも、州によって異なります。CA 州でいえば、現在のところ週 450 ドルが最高で、毎週小切手が受給者に郵送されます。そして CA 州で特筆すべきは、その支給申請手続きです。以前は、CA 州でも日本同様、職業紹介所と失業保険事務所が同居しており、失業保険給付を受けるには、物理的に職業紹介所を訪問する必要がありました。ところが、その後業務の IT 化が進み、なんと現在では、失業保険事務所の住所は非公開となり、業務の大部分はネットベース、または電話やレターを通じたものになっているのです。その最大のメリットとして、支給が認められなかった失業者による暴力事件の発生を防げることが挙げられているのが、米国らしいと言えるでしょう。また、事務所のネットワーク化により、認定処理の一貫性が向上したと言われていています。一方デメリットとしては、実際に対面する機会がないことにより、個々の失業者の実情を把握することが難しく、細かいフォローが行いにくい、と言われていています。また、CA 州当局は金額を発表しておりませんが、なりすまし等による不正支給は、相当あるものと想像されます。よって、本来もらえるべき人がもらえず、もらうべきでない人がもらっているという事態が起きている訳です。

社会保険の給付業務においても、業務効率化のための IT 化は避けられない流れですが、弱者救済という本来の目的から考えると、本当に良いことなのか、考えてしまいます。マイナンバー制度導入も控え、今後の日本では、どうなっていくのでしょうか。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

## 編集後記《皐月》 HERO

新しい年度が始まり一ヶ月が過ぎました。きれいに咲いていた桜の花も散り、青々とした新緑の季節となってきました。五月はゴールデンウィークもあり、外出する機会も多くなり楽しい気分になる季節ですね。

ですが私はこの季節になると必ず思い出す悲しい出来事があります。

94 年 5 月 1 日イタリアで行われた F1「サンマリノグランプリ」で起こったアイルトン・セナのレース中の事故です。当時、私は小学生でセナの大ファン、89 年から 93 年にかけてのモノコグランプリ 5 連覇は今でも脳裏に焼きついてます。94 年も優勝し、6 連覇かと思っていた矢先、前レースであるサンマリノ

での事故。当時、事故の映像を見た私はそれが信じられませんでした。

そのままセナは帰らぬ人となってしまいました。世界中の人が彼の死を悼み、特に彼の母国であるブラジルでは国葬が行われた映像を見て、セナが世界中の人に愛され、尊敬されていた、世界中の人のヒーローだったのだと確信しました。

あの日から 20 年も経ちましたが、私の中ではセナへの想いは少しも色褪せていません。

彼は私の一番のヒーロー、時速 320km で私の心の中を走り続けています。

（邦）

当社ホームページでは、労務に関する **最新情報** を随時掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索

### 【掲載情報】

・ 社会保険・労働保険・労務相談  
・ 助成金申請・給与計算など